

特定計量器(はかり)定期検査について

取り引きや証明上の計量が正しく行われるためには、正確な計量器(はかり)を正しく使用しなければなりません。しかし、いかなる計量器も最初の性能や精度を長く維持することは不可能です。

そのため、軽量法で2年に1回、計量器の検査を行うことが定められています。検査を受けない「はかり」を、取り引きや証明(商取引など)に使用すると50万円以下の罰金に処せられることがあります。

定期検査の対象となる計量器は次のような目的に使用する計量器です。

○商店などで商品の重さを量り、取り引きに用いる場合(スーパー、食料品店、食料品製造業など)

○薬品などで薬の調合に用いる場合(病院、診療所、薬局など)

○学校・病院などで体重測定に用いる場合(小中学校、高等学校、病院、幼稚園、保育園など)

○宅配取次店、金物荒物店、金属材料業、農家の庭先販売などで重さを量り取引に用いる場合

なお、ヘルスメーター、キッチンスケールなどのはかりは、家庭で使用する目的のはかりであり、これらのはかりでは上記の取り引き・証明を行うことはできないことになっています。

日 程 10月16日(火)、22日(月)、23日(火)

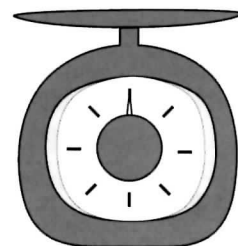
時 間 午前10時30分～午後3時

場 所 文化会館玄関前

その他 電気式はかりについては、計量士による巡回検査の対象となりますので、お問い合わせください。

検査手数料については、はかりの種類および秤量により異なりますのでお問い合わせください。

問合先 産業観光課 商工観光担当



道路交通法の一部改正について

6月14日に道路交通法の一部を改正する法律が成立、同月20日に公布となりました。交通法規を守るとともに、交通マナーを守り、思いやりのある運転で交通事故を防止しましょう。

飲酒運転の根絶に向けた取り組みの強化について(平成19年9月19日施行)

●飲酒運転に対する罰則が強化されました。

酒酔い運転 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

●飲酒検知拒否罪に対する罰則が引き上げられました。

3月以下の懲役または50万円以下の罰金

●飲酒運転をするおそれがある者に対し、車両などを提供する行為に対する罰則が強化されました。

車両を提供した場合

酒酔い運転 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類を提供した場合

酒酔い運転 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

●運転者に、要求・依頼して飲酒運転されている車両に同乗する行為に対する罰則が強化されました。

酒酔い運転 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

●救護義務違反(いわゆる「ひき逃げ」)に対する罰則が引き上げられました。

10年以下の懲役または100万円以下の罰金

自転車の安全利用の促進について(公布から1年以内に施行)

自転車事故が増加するとともに、自転車が歩道を無秩序に通行している実態を踏まえ、自転車の歩道通行要件の明確化などを内容とする改正がありました。

後部座席シートベルトの着用の徹底を図るための対策について(公布から1年以内に施行)

後部座席を含む全ての座席についてシートベルト着用が義務化されました。

秋の全国交通安全運動 9月21日(金)～30日(日)

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止に向けた交通安全運動を展開しましょう。

スローガン「運転は 人に社会に 思いやり」

運動の基本 高齢者の交通事故防止

運動の重点

- 飲酒運転の根絶
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- マナーアップによる交差点通行及び道路横断時の交通事故防止